平成30年4月1日

各指定障害児通所支援事業者　代表者　様

名古屋市子ども青少年局

子育て支援部子ども福祉課長

児童発達支援管理責任者の研修未受講事業所の取り扱いについて

　日頃は、本市福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

みだしのことにつきまして、児発管告示（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（Ｈ24.3．30厚労省告示230号））四に定める「やむを得ない事由」として、本市として下記のとおり取扱うこととしますので、ご承知のほど、よろしくお願いいたします。

なお、平成28年3月17日付27子子福第437号「児童発達支援管理責任者の研修未受講事業所の取り扱いについて」は廃止します。

記

①　研修の受講枠（定員）の都合により、受講できなかった場合

あらかじめ産休が見込まれるため、事業所が研修受講に努めたが、受講枠の都合により受講できず、児童発達支援管理責任者が欠けた場合、発生日から起算して1年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。

ただし、事業所および児童発達支援管理責任者からの申立書を提出すること。

②　児童発達支援管理責任者が予期せぬ事由（急な病気・けが、事故、急な自己都合退職、死亡、失踪）により欠如した場合

上記の事由により、児童発達支援管理責任者が欠けた場合、発生日から起算して１年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。ただし、病気・けが、事故については診断書の提出、退職については事業者および当該児童発達支援管理責任者から申立書を提出すること。事業者として真に回避できない事態と認められる場合に限り認めるものとする。

（子ども発達支援係　℡.052-972-3187）

【参考】

児発管告示　四　（概要）

・　やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合、発生日から起算して1年間は、実務経験者であるものについて、研修修了の要件を満たしているものとみなす。